

# Beyond

ASAHI  
Research Institute

2025. 3

vol.51

企業に人が集うのは

あさひ総研

相続時精算課税制度について

企業による奨学金返還支援制度

人手不足に新たな一手を

新公益法人制度（財務規律の柔軟化・明確化）

Focus

株式会社クリーンパワー山形

News

あさひ通信

第 235 回 相続を考える

INFORMATION



## CONTENTS

### 企業に人が集うのは

#### あさひ総研

- 01 ・相続  
相続時精算課税制度について
- 02 ・労務  
企業による奨学金返還支援制度
- 03 ・経営  
人手不足に新たな一手を 中小企業省力化投資補助金のご案内
- 04 ・公益法人  
新公益法人制度（財務規律の柔軟化・明確化）

#### Focus 株式会社クリーンパワー山形

#### News

#### あさひ通信 第235回 相続を考える

#### INFORMATION

#### [Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

## 急増する人材紹介会社の状況



### 企業に人が集うのは

統括代表社員 田牧 大祐

最近、税理士業界では、人材紹介会社A社の行為が問題視されている。A社は、会計事務所のHP等の従業員名を基に、取引先を装って直接従業員へスカウトの電話をかける。「大手会計事務所からのスカウトがある」と転職を促すというのである。しかし、実際にはスカウトの依頼はなく、転職を勧めながら同時並行で転職先（スカウト先）を探しているという。

ある会計事務所では、A社から誘いを受けた職員が、所長税理士へ相談したことでスカウト電話が発覚した事例がある。また、古いHPの情報で誤って所長税理士へスカウト電話があった事例も聞いている。

弊社にも、A社から「スカウト中（実際にはスカウト依頼はない）のある会計事務所従業員がいるのですが、採用いかがですか」と連絡があった。A社の手法は、狭い業界内でトラブルを招き、架空スカウトで転職勧奨する倫理的問題があるとしてお断りした。人材紹介会社にとって、求職者を集めることは「仕入」であり、求職者（転職予定者）を自ら作り出す行為に走っているといえる。

厚生労働省のデータによると、有料職業紹介事業者<sup>※</sup>は右肩上がりに増えている。有料職業紹介事業者は、2013年には17,315社だったが、2023年には30,113社へと増加し、10年間で約1.7倍になっている。さらに、2024年3月29日に公表された有料職業紹介事業者への新規求職申込件数は、2012年の660万件が、2022年には2,866万件になっている。つまり人材紹介会社への年間の新規登録者数が10年で4倍を超える数になっている。

人材紹介会社の増加が特に影響を与えた業界として、人手不足が著しい介護、医療、保育業界がある。この業界ではかつて紹介料の一部を転職祝い金として支給し、短期間で退職と再就職を繰り返すケースが多発していた。現在、祝い金制度は禁止されているが、それでも転職後3か月経

過後に、再転職を促すような電話をかける等、悪質な人材紹介会社のトラブルが後を絶たない。このため厚生労働省は、悪質な人材紹介会社対策として、労働局への電話窓口を設置、取り締まりを開始した。さらに、有料職業紹介事業チェックリストや適正な事業者の認証制度、悪質な人材紹介会社の公表制度など、対策を講じている。転職した求職者への2年間の接触禁止条項もあるが実態はまだ規制は行き届いていない。

介護、医療、保育業界の規制について触れたが、最近の経営者との話題でよく上がるのは、従業員の退職問題と人材紹介会社への手数料負担の話であり、あらゆる業界で、同様のトラブルが生じている印象がある。

人材紹介会社からの求職者情報は採用面で非常に有益で、企業の成長を支える人材確保につながる企業に必要なパートナーといえる。一方で、人材紹介会社の増加に加え、一部の倫理観のない行為で、経営者はこれまでにない従業員の流出リスクにさらされているといえる。

経営者には従業員への転職誘導に負けない取組が求められる。従業員の定着には、給与アップはもちろんであるが、日常的コミュニケーションや職場のよりよい人間関係、大企業に負けないやりがい、なりたい自分を企業で実現できること、魅力ある企業のミッションがあることである。

企業になぜ人が集うのか、ある女性経営者の生前の言葉が印象に残っている。「ヒトって不思議だね。会社って本当は存在しないって思わない？（中略）目的のためにそもそもないものを信じていることが出来るから成立していると思う」従業員と経営者が企業という「見えない箱」に集う信頼関係や企業の魅力が問われる時代になっている。

※ 求職者と求人企業との雇用関係の成立を有料で斡旋する事業者。いわゆる人材紹介会社。



## 相続時精算課税制度について

贈与税の制度の一つである相続時精算課税制度については、これまでも Beyond で何度か紹介していますが、近年、適用する方が増加しているため、改めて制度のメリットと留意点を説明します。

### 【相続時精算課税制度とは】

相続時精算課税制度（以下「精算課税制度」とは、原則として60歳以上の父母または祖父母から、18歳以上の子または孫に対し財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。当制度では2,500万円に達するまでは贈与回数に関わらず贈与税が非課税（2,500万超は20%課税）となる一方、相続時には精算課税制度を選択以後の贈与財産が相続財産に加算され相続税が課税されます。ただし、Beyond 2023.2月号記載の通り、令和6年1月1日以降は下記のように改正されています。

### 【税制改正内容】

	改正前	改正後
贈与税の計算	(贈与額-2,500万円) × 税率20%	{(贈与額-110万円)-2,500万円} × 税率20%
贈与税申告手続	少額でも全ての贈与に対して申告する必要がある。	贈与額から年110万円の贈与財産を除いて申告する。つまり110万円以下の贈与であれば申告不要となる。
相続時加算	少額でも全ての贈与が相続財産に加算される	年間110万円以下の贈与については、相続開始時直前の贈与であっても相続財産に加算されない。

### 【相続時精算課税制度のメリット】

- **2,500万円の特別控除がある。**  
この特別控除額は、贈与者が死亡するまでに贈与した財産の合計額に適用できます。そのため、一度に2,500万円の贈与をしたい場合にも、長期間にわたって合計2,500万円の贈与をする場合にも適用が可能です。
- **贈与額の合計が2,500万円を超過した分も一律20%の課税となる。**  
2,500万円を超える贈与を一度に実行しようとするれば、暦年課税による贈与では税率が45～55%かかりますが、精算課税制度による贈与であれば、一律20%の税率による贈与税で済みます（ただし、相続時には相続税の税率で精算される）。
- **年110万円以下の贈与には生前贈与加算がない。**  
税制改正により、年間110万円以下の贈与については、相続開始時直前の贈与であっても相続財産に加算されないことになりました。これは相続開始前7年間の贈与を相続財産に加算する暦年課税制度と比較して、非常に有利なものとなります。110万円以下の贈与を継続的に実施したい方は、精算課税制度による贈与が有利です。

### • 将来値上がりが見込まれる財産の贈与に適合する。

精算課税制度で贈与を受けた財産は、相続発生時には贈与を受けた時点の価額で相続税額を計算します。つまり、相続財産への持ち戻し計算では、贈与財産を相続発生時の時価ではなく、贈与した時の時価により評価することになります。例えば先代経営者から贈与時点では時価500万円の自社株式を後継者である子に贈与した場合、先代経営者の相続発生時に時価5,000万円に上がっていたとしても贈与時の時価500万円で評価されることとなります。

### 【相続時精算課税制度の留意点】

#### • 節税のための制度ではない。

精算課税制度では特別控除額2,500万円に達するまでは贈与税が非課税になりますが、制度内容は「贈与した人が亡くなった際は生前贈与した財産も含めて相続税を課税する」という制度です。「相続時精算」という名称の通り、相続が発生した際は、贈与した財産を相続財産に合算して相続税を計算する必要があります。つまり、「贈与税」が非課税になるだけで「相続税」は課税されるため、節税の制度ではなく、納税タイミングが変わる制度ということになります。

#### • 小規模宅地の特例が適用できなくなる。

小規模宅地等の特例とは、一定の要件を満たす状況で宅地等を相続した場合、その宅地等の相続税評価額が最大80%減額される特例です。この特例は、影響額が大きくなるものが多く、適用可能かどうかは非常に重要なものとなります。特例が適用できる土地を精算課税制度で贈与した場合、相続発生時には生前贈与加算として相続財産の一つとなります。しかし、小規模宅地の特例は相続した土地に対して適用できる制度であるため、贈与した財産には適用できません。なお、不動産を贈与により取得した場合は、相続により取得した場合と比較して、登録免許税、不動産取得税とも高くなる点にも注意が必要です。

#### • 相続発生時に相続人間で揉める可能性がある。

精算課税制度は多額の贈与の際に用いられることが多いため、贈与を受けていない相続人が相続時に不公平だと主張する可能性があります。

その理由には相続税の計算方法が、各相続人が受け取る個々の財産ではなく、被相続人の残した遺産総額に対して累進課税により税率が決まる点があります。贈与された高額財産が相続財産として持ち戻されると、贈与を受けていない相続人にとっては全くメリットのない高額贈与財産が相続財産としてカウントされるため、相続財産総額が大幅に増加し税率が上がってしまいます。そのため、贈与を受けていない相続人が受け取る相続財産についても高い税率が適用されてしまいます。

精算課税制度により多額の贈与を行う場合は、相続人となる関係者間で事前によく話しあう必要があります。



山形事務所  
パートナー  
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

## 企業による奨学金返還支援制度

日本学生支援機構による令和4年度学生生活調査によれば、何らかの奨学金を受給している学生の割合は、大学学部55%、短大61.5%、修士過程51%、博士課程58.9%となっており、奨学金の返還は、社会に出たばかりの若い世代にとって大きな負担となっています。

従来から、若手人材の確保や定着を目的として、企業が手当等給与として従業員に返済原資を支給し、その資金を従業員が奨学金返済に充てるという形での支援を行うことはありました。

この返還支援方法に、新たなものが加わりました。2021年4月から、日本学生支援機構（以下、「JASSO」）は、従業員が貸与を受けていた第一種・二種奨学金の返還を直接JASSOに送金することによる支援（代理返還）制度を設けており、2024年10月末時点で、2,587社が利用しています。

### 1. 奨学金代理返還制度とは

企業が従業員の奨学金返還残額の一部または全部をJASSOに直接送金する制度です。

### 2. 対象となる従業員

返還支援をする企業が直接雇用する正社員が対象です。ただし、企業内規に定める場合は非正規雇用も対象となり得ます。なお、奨学金返還期限猶予中の従業員は対象外です。

### 3. 返済額・期間

支援の頻度、金額とも、企業の裁量により決定します。

### 4. メリット

- ① JASSOのホームページに企業名が公表され、人材の獲得・定着のためのアピールとなります。
- ② 支援金（代理返還する金額）は、対象従業員の所得税が非課税となり得ます。

所得税法第9条第1項第15号は、「学資に充てるため給付される金品」は、給与その他対価の性質を有する一定のものを除き、非課税」と規定しています。支援金を直接従業員に支給する場合、当該手当が奨学金の返済に充てられるかは疑義がありましたが、代理返還であればその疑義が解消されます。なお、役員等に対する手当については非課税となりません。

- ③ 支援金が社会保険上の報酬に含まれないため、社会保険料の負担軽減となります。
- ④ 企業にとって損金算入でき、賃上げ促進税制の対象になり得ます。

### 5. 制度設計・運用における留意点

対象従業員が早期に退職した場合であっても、企業は代理返還した既払分の返還請求をすることはできません。



ん。労働基準法第5条は強制労働を禁止し、第16条は労働契約の不履行について違約金を定め又は損害賠償額を予定することを禁止しており、対象従業員に一定期間以上の勤務を強制したり、代理返還を受けた金額の全部又は一部の支払いを義務付けたりすることはできません。

対象者決定基準や代理返還のペース、金額等の制度設計は企業に委ねられています。代理返還制度の適用開始にあたり対象従業員について一定の勤続期間経過を要件とすることや、短期間に多額の代理返還をするのではなく一定期間をかけ代理返還することで、早期退職防止の効果を得ることがあります。

また、今後新規に採用する人材だけでなく、既存の従業員にも奨学金返還中の者がいる場合には、どうバランスを取るのかも検討する必要があります。

### 6. 地方自治体による支援制度

人材確保は、企業だけでなく地域にとっても切実な願いです。地方への人材確保・定着促進策として、従業員の奨学金返還支援策を講ずる企業を支援する、何らかの取組をする地方自治体は多く、国はそのために要した経費について特別交付税の対象とする等の措置を講じています。現在、全都道府県及び816市町村（46.9%）において支援制度が設けられています。自社従業員の奨学金返還支援を行った企業に対し地方自治体が補助金を支給します。地方自治体が地域事情に合わせて制度設計しており、対象となる奨学金はJASSO以外のもの、地方自治体等からの奨学金も含まれることがある等、要件は様々です。事業に参加する企業情報が地方自治体ホームページに登録され公表されており、若手人材に向けたアピールになるかもしれません。

独立行政法人日本学生支援機構代理返還制度紹介ページ



宮城県ものづくり企業奨学金返還支援制度



やまがた就職促進奨学金返還支援事業



東京都中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業



いまの社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



## 人手不足に新たな一手を 中小企業省力化投資補助金のご案内

近年、採用難や離職率の上昇、労働時間の短縮、人件費の高騰といった問題が深刻化しています。こうした状況の中、従来の業務プロセスを維持したままでは、経営の継続がますます困難になってまいります。しかし、省力化を図るために設備投資を検討しても、十分な資金的余裕がなく課題に対応できない企業も多いのではないのでしょうか。そのような課題を解決するために創設されたのが「中小企業省力化投資補助金」です。

### 補助金の概要

中小企業省力化投資補助金（以下「省力化補助金」）は、中小企業等の付加価値額や生産性の向上を図り、労働者の賃上げにつなげることを目的とした補助金です。IOT（インターネットに繋がる設備）やロボットなど、人手不足の解消に効果がある製品の導入にかかる経費の一部を補助することで、簡易かつ効性のある省力化投資を促進することをねらいとしています。

省力化補助金は「カタログ型」「一般型」の2つのコースに分かれています。それぞれの特徴は右表をご覧ください。

### 補助金採択後の手続きについて

省力化補助金はその名の通り、設備を導入した後に省力化が実現されたか報告する義務があります。効果は主に労働生産性で評価され、以下のように定義されています。

- ①(付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費)
- ②(労働生産性) = (付加価値額) ÷ (従業員数)
- ③(労働生産性の年平均成長率) = [(効果報告時の労働生産性) ÷ (交付申請時の労働生産性)]<sup>(事業者化状況報告回数) - 1</sup> × 100%

従来の一般的な人手不足解消策としては、受注や仕事を減らす、人を採用する、労働時間を伸ばす、外注に出す、などが挙げられます。受注を減らすことなく、人手不足を解消できる新たな一手として補助金を活用した設備投資は有効な手段だと思えます。

右記 QR コードのカタログ注文型チラシには、簡単な活用事例と導入設備が記載されています。まずはそちらをご覧ください、自社に合った省力化設備にはどのようなものがあるか確認してみたいかがでしょうか。

### 【中小企業省力化投資補助金コース比較】

項目	カタログ注文型	一般型
補助対象設備	対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入した設備	オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステム
公募	随時受付	回数制
申請から交付決定までの期間	最短1ヶ月	3ヶ月程度
補助上限額(別表を参照)		
通常時	200~1,000万円	750~8,000万円
増枠時	300~1,500万円	1,000~10,000万円
補助率※	1/2	中小企業: 1/2 小規模・再生: 2/3
基本要件	労働生産性年の平均成長率 +3%以上	労働生産性の年平均成長率 +4%以上ほか
大幅な賃上げを行う場合の要件(①かつ②)		
①給与支給総額	6%以上	6%以上
②事業場内最低賃金	計画時の最低賃金 +4.5円以上	都道府県の最低賃金 +5.0円以上

※補助金額 1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

### 【中小企業省力化投資補助金補助上限額】

従業員数	カタログ注文型		一般型	
	通常時	増枠時	通常時	増枠時
5名以下	200万円	300万円	750万円	1,000万円
6~20名	500万円	750万円	1,500万円	2,000万円
21~50名	1,000万円	1,500万円	3,000万円	4,000万円
51~100名			5,000万円	6,500万円
101名以上			8,000万円	10,000万円

#### ■カタログ注文型の特徴■

- ・IT導入補助金と類似した制度設計
- ・補助対象設備を提供する事業者とともに申請する
- ・申請手続きが比較的容易であり、採択率は高い傾向にある
- ・対象設備は本補助金公式HP掲載のカタログ製品に限られる
- ・補助額の上限に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能
- ・既に公募が開始されており、令和8年9月末頃まで受付が継続される予定

#### ■一般型の特徴■

- ・事業再構築補助金やものづくり補助金と類似した制度設計
- ・企業が省力化計画を作成し、申請する
- ・申請手続きはやや複雑で、採択率はあまり高くない
- ・カタログに掲載されていないオーダーメイド設備も対象となるため、幅広い省力化投資が可能
- ・補助上限額がカタログ注文型よりも高額であり、大規模な省力化を実施できる
- ・詳細は未公開
  - ・公募要領は公開済み
  - ・申請様式は2024年3月上旬公開予定
  - ・申請受付開始は3月中旬、締切は3月下旬を予定

#### ■中小企業省力化投資補助金公式HP



#### ◎カタログ注文型ご案内チラシ



#### ◎一般型ご案内チラシ



注) 本記事の情報は2025年3月時点の情報であり、制度や条件が変わる可能性がありますのでご注意ください。  
本記事の情報は、制度全てを網羅したものではございません。詳しくは最新の公募要領をご覧ください。



株式会社旭ブレインズ  
コンサルタント 高橋 翼

さまざまな支援メニューの経験を活かし、中小企業の経営コンサルティング業務に従事する。

## 新公益法人制度 (財務規律の柔軟化・明確化)

令和6年12月20日、内閣府より「公益認定等ガイドライン」「新公益法人会計基準」「公益認定のための定款(認定法等の改正に対応)」が公表されました。また、公益法人informationには「公益法人等制度改革特集ページ」が開設されています。いよいよ令和7年4月1日から新公益法人制度が施行されます。

今回は、新公益法人制度(財務規律の改正)内の下記2つをピックアップします。

### 【中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)】

改正前	改正後
当該事業年度での収支相償。各公益目的事業別判定及び収益事業等からの繰入等を加味し公益目的事業全体で判定。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。	収支相償を中期的収支均衡に見直し。公益目的事業全体で判定。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。 ※令和7年度からの黒字・赤字が対象。現行制度下での黒字については現行制度の発生から2年間で解消。

### FAQ

Q1 いつから赤字の通算が可能ですか。

A 新制度施行(令和7年4月1日)以降に開始する事業年度の赤字から通算可能です。  
4月1日~3月31日までが事業年度の法人の場合、令和8年3月31日時点の決算で赤字があった場合に、その赤字を翌事業年度以降の黒字と通算することが可能です。

Q2 現行制度(収支相償)における黒字はどうなりますか。

A 現行制度下での黒字については、現行制度のルールで解消する(発生から2年で解消する)必要があります。そのため、新制度において事業拡大や公益目的保有財産の取得等に充てるなどして解消する必要があります。

Q3 収支相償を満たしているのですが、中期的収支均衡を満たさないことはありますか。

A ありません。先の表にあるとおり、判定の単位・期間ともに緩和しているため、収支相償を満たす法人の場合、中期的収支均衡も満たすことになります。また、毎年度、収支が均衡しており、赤字の繰越が不要な場合、赤字は繰り越さないこともできます。



### 【公益充実資金の創設】

改正前	改正後
特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごと(事業ごと、資産ごと)に資金を管理。各事業(公1・公2)を跨いだ資金流用はできない。収支相償の判定において、特定費用準備資金の積立は費用と見なされる。	公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理。公1から公2への目的変更、事業の実施から資産取得への変更を行うことができる。中期的収支均衡の判定において、公益充実資金の積立は費用と見なされる。

### FAQ

Q1 現在設定している、公益目的事業についての特定費用準備資金等はどうなりますか。

A 公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金(両資金)は廃止となり、それらは公益充実資金に移行します。そのため、新制度施行後に開始する最初の事業年度終了後の事業報告時の書類において、従前の定期提出書類に記載していた情報から必要な情報を公益充実資金の明細に記載し、提出してください。また、当該情報を法人自らでも公表する必要があります。

Q2 公益目的事業以外の特定費用準備資金等はどうなりますか。

A 今回新設する公益充実資金は、公益目的事業に係る特定費用準備資金と資産取得資金が統合されるものであり、収益事業等又は法人運営に係る特定費用準備資金と資産取得資金はこれまでどおり残ることになります。

Q3 まだ認定されていない実施予定の事業を公益充実資金の目的とすることはできますか。

A その時点で行政庁による変更認定を受けていない新規の事業であっても、申請を行政庁に出している等その活動の実施が見込まれる場合には、公益充実資金の目的として、まだ認定されていない事業に係る活動を設定することも可能です。

Q4 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合、「特別の手続」が定められている必要がありますが、「特別の手続」とは具体的には何でしょうか。

A 「特別の手続」とは、例えば「公益充実資金の管理は、別途理事会で定める手続による」と定款で定め、目的外の取崩しをする際は理事会で決議する、ということが考えられます。

※「制度改正解説資料(令和7年1月30日版)公益法人インフォメーション」を加工して作成しています。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人information <https://www.koeki-info.go.jp>



# Focus

## サーキュラーエコノミー実現の為、 廃棄物をエネルギーに還元

今環境省では 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けてサーキュラーエコノミー（循環経済）を推し進めています。ただ消費、廃棄を繰り返す世の中ではなく、モノを循環させ、そこに経済性を合わせることで持続可能な社会を推進していこうという取組です。

私達クリーンパワー山形もその循環の輪の一端を担い、廃棄物をエネルギーに変換していくことで、誰もが持続的に活動できる未来を創り出します。

**CPY** 株式会社  
Clean Power YAMAGATA **クリーンパワー山形**

株式会社クリーンパワー山形  
<https://www.cpy.co.jp/>

本社  
山形県山形市久保田二丁目 1 番 47 号  
中山発電所  
山形県東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢 1471 番 290  
TEL.023-664-2802



株式会社クリーンパワー山形は、東北クリーン開発株式会社のグループ会社として 2012 年に設立されました。産業廃棄物の焼却処分を生業としながらも、廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを効率的に回収し 1 時間当たり約 734kw の発電を行っております。

発電した電力は場内利用し、余剰電力をおもてなし山形株式会社に売電する事で、地場公共施設への供給をすることができます。廃棄物由来のエネルギーを地産地消することで地球環境と地域に貢献しています。

また営業車両の充電スタンドを併設しており、災害時においても焼却可能な状態であれば電気の供給が行え、非常時の電源として活用することができます。



## Microsoft クラウドサービスを活用した 安否確認テンプレートを提供しています

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所  
CEO 田牧大祐

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所（以下、ロボ研）では、災害時に電話がつながりにくい状況でも、一斉に社員の安否確認ができるソリューションを開発し、そのテンプレート及びマニュアルの提供を行っております。

災害発生時において、すべての社員とその家族の安否確認、所在地、被災の状況などの聞き取りを行い、取りまとめる作業は、大変な労力と時間を要します。このサービスは、取りまとめる担当社員自身が被災した場合や、震災時に電話がつながりにくい場合を想定し、インターネットさえつながる環境があれば、複数のメールやチャットに対し、一斉に安否確認や次の行動指示を送信することができるように設計されています。

Microsoft Forms、Power Automate などの Microsoft クラウドサービスを活用しており、Microsoft 365 の有料ライセンスを所持していれば、追加費用無くご利用いただくことが可能です（社員数は 100 名程度を想定）。ライセンスをお持ちでない方は、各企業の取引のある Microsoft ライセンス提供企業、または弊社を通じてご契約いただくことで、安否確認ソリューションを使用することが出来ます。

お申込み、お問い合わせはこちらの QR コード、またはロボ研 HP (<https://asahi- robo.jp/>) からお願いいたします。



ロボ研 お問い合わせフォーム

### ※安否確認ソリューション図



## 相続を考える

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



世界で相続税のない国は中国、インド、ロシア、シンガポール、オーストラリア、カナダ、スウェーデン等々いくつもある。しかもアメリカなどは基礎控除が約 17 億円と非常に高く一般の人にとって相続税は無縁だ。日本の基礎控除は「3000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数」だから相続人が配偶者と子供 2 人であれば 4800 万円でイギリスの 8000 万円、フランスの 1 億 4000 万円、ドイツの 7000 万円と比べてもかなり低い水準だ。かつ、最大税率が 30%以上の国はフランス、イギリス、ドイツなど 8 か国（アメリカを含む）に限られるがその中でも日本は 55%とダントツだ。相続税は富の再配分的手段と位置付けられているが日本の相続税は世界一厳しいと言えるだろう。

しかも「法定相続制度」により権利が分散し、かつ「遺留分制度」（遺言や贈与によって被相続人が財産を自由に処分することを制限する制度）と相俟って相続争いが多発し收拾がつかない事態になりつつある。当法人でも兄（姉）弟（妹）同士、母娘間等の争いなどで何件もの裁判を経験しているが、その結果、会社が潰れたり、兄（姉）弟（妹）同士や母娘が絶縁状態になったりと「争族問題」となっている。そもそも「相続」とは仏教用語で「相（すがた）を続（つづける）」という意味であり、財産問題がメインではなく自ら生きてきた意味を次世代に伝えるのがテーマなのだ。

フランス民法に日本特有の「家制度」を加味した明治民法では、特定の家督相続人以外の者が財産を相続することは前提とされておらず、戸主（家督相続人）は配偶者や兄弟家族全員の扶養義務があった。つまり財産は「家のもの」であり、家の構成員はすべて同じ戸籍に入り、かつ隠居制度が存在し生前贈与（贈与税は存在せず）が認められていた。日本で相続税が導入されたのは1905年で、日露戦争の戦費調達のためだったが、税率は1.2%と超低率で生前相続が通常であった。

戦後の 1947 年アメリカ主導の日本国憲法とフランス法である従来の民法とはざまで紆余曲折を経て現行の民法が施行される。英米法では「国民の財産に対して国家は口を出すべきでない」とし、大陸法では「国民の財産の行方は基本的に国家が決めるべきだ」としているが、アメリカに主導された日本国憲法では 29 条で「財産権はこれを侵してはならない」と英米法に倣い、一方、フランス法を基にした民法では法定相続主義を採用し相続に国家が関与しており、明らかに齟齬をきたしている。

財産の所有者（被相続人）が、自分の財産を遺言で誰に対して遺贈しても憲法で認められた正当な処分権の行使のはずなのだが、現民法では法定相続の配分に従って相続財産を分配することを前提とし、もし遺言によってその配分比率を崩した場合は遺留分侵害として法定相続分の半分までは請求することが出来ることになっている。作家で司法書士でもある河合保弘氏は、被相続人の遺産を国が勝手に配分することは憲法に照らして財産権侵害と言えないのか、公正と言えるのかと疑義を呈している。さらに河合氏は、現民法の「法定相続制度」や「遺留分制度」は GHQ が財閥解体や農地改革とともに日本の国力を弱体化させるための意図的な政策だったのではと考えている。

この「財産小分け」の問題は鎌倉時代に始まる。二度にわたる元寇を撃退したのは鎌倉武士だったが、迎え撃ったのは主に二男、三男だったため功績の報償の要求に対して鎌倉幕府は所領を分け与えたという。この「田分け」が個々の武家の力を削ぎ幕府の滅亡につながったというのだ。現民法はまさに相続による「田分け」を推進して国民の財産を分散させ、かつ相続争いを多発させて日本の国力を削いでいると言えるだろう。

相続財産が相続税の対象となった人の割合は令和 4 年で 9.6%だが、早期の相続税対策が必須だ。被相続人が認知症になってしまうと打つ手はない。

# SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。  
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

### 『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制  
※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。



【山形】 3月12日(水) 4月9日(水) ◆時間：各会場共通 ① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00 共催/日本M&Aセンター	【仙台】 3月18日(火) 4月16日(水)
--	------------------------------

### 『～リスクリングの第一歩～ はじめてのRPA』 参加費 無料

「リスクリングやDXについて最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい？」という方の第一歩を後押しします。



講師：エンジニア 柏倉 佑美  
◎プログラム ・Windows10、11 標準搭載の RPA 「Power Automate for desktop」とは  
・企業における RPA 活用事例、リスクリング事例から学ぶ  
・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ

【山形】 3月26日(水) 4月30日(水) ◆時間：各会場共通 14:00～15:30	【仙台】 3月28日(金) 4月25日(金) ◆各会場定員：8名
---	---

◎図面・注文書・非定型文書など、あらゆる書類を AI が読み取り。「紙」を「デジタルデータ」にすることで、紙に関わる悩みを解決します！

### 『AI OCR [AISpect] を使った業務カイゼンセミナー』 参加費 無料

【AISpect】はシンプルな操作で、誰もが書類をデジタルデータ化できるよう開発された AI OCR です。本セミナーでは AI OCR とは何かから、具体的な活用例まで様々な情報をお伝えし、みなさまの「業務カイゼン」の後押しとなる AISpect の魅力を徹底解説します。



講師：セールス 安孫子 敬陸  
【Webセミナー/Teams】 3月18日(火) ◆時間：14:00～15:00

社会人の基礎を身につけ、現場で即実践できる！

### 『新入社員オープン研修 2025』

参加費：1 名様 税込 22,000 円（昼食代込）

「上司からの指示を待つばかりではなく、自ら進んで積極的に仕事に関わってほしい」「報告・連絡・相談」をしながら、周りの人と一緒に仕事をしてほしい」「期待されている『役割』や『仕事の仕方』を考えながら、課題を持って仕事に取り組んでほしい」…そんな経営者や人事担当者の皆様の期待を実現するために、新卒新入社員を対象とした研修プログラムです。

※詳細は、同封のチラシをご確認ください。



◎プログラム概要：  
●オリエンテーション ●社会人としてのマナー  
●「仕事とは何か」を考える ●仕事のすすめかた  
●企業経営の目的 ●3ヶ月間の行動計画

【山形】◆定員：30名 4月2日(水)・3日(木) の2日間 ◆時間：各会場共通 9:30～16:30	【仙台】◆定員：12名 4月7日(月)・8日(火) の2日間
--	--------------------------------------



◎あさひ会計グループからのお知らせ◎

誠に勝手ながら、4月4日(金)午後は社員研修のため、あさひ会計グループ全事務所にて所員不在となります。お問い合わせ等は担当者へ直接ご連絡くださいますようお願いいたします。ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



株式会社タカカヅグループホールディングス (P7参照)

## Beyond vol.50

2025年2月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27  
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30  
新仙台ビルディング 4F  
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>